

第 10 回  
十勝中央合併協議会  
会 議 録

平成 1 6 年 9 月 1 7 日

十勝中央合併協議会

# 第10回十勝中央合併協議会

## 議事日程

第10回十勝中央合併協議会

(平成16年9月17日 13時58分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	報告第21号 合併協議に関する住民説明会の開催結果について	5分
日程第4	協議第28号 介護保険事業の取扱いについて	7分
日程第5	協議第29号 建設関係事業の取扱いについて	8分
日程第6	協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて	10分
日程第7	協議第31号 水道関係事業の取扱いについて(提案・説明)	13分
日程第8	協議第32号 地域振興事業の取扱いについて(提案・説明)	17分
日程第9	第11回協議会の開催期日について	19分
日程第10	閉会	19分

# 会 議 録

## 第10回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年9月17日
2. 招集の場所 忠類村コミュニティセンター大ホール
3. 開会 9月17日 13時58分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (29名)  
会長 幕別町 岡田和夫  
副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一  
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨藤太郎 多田順一  
若原輝男 杉山勝彦 瀬上良明 宮本真由美  
更別村 江本信吉 渡辺春雄 赤津寛一郎 本多芳宏 林中建夫  
鈴木英治 徳尾進 西田勉 水口光浩 鈴木輝子  
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 齊藤順教 帰山孝夫 村上富二  
小原喜久雄 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (4名)  
幕別町 佐々木芳男 吉村学  
忠類村 南山弘美 加藤修治
7. 幹事  
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志  
更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏  
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会  
幕別町 農林課長 増子一馬(産業部会長)  
更別村 企画政策室参事 山崎剛(企画部会長)  
住民生活課参事 村瀬泰伸(上下水道部会長)  
産業建設課主幹 三品孝行(建設副部会長)  
忠類村 保健福祉課長 米川伸宜(保健福祉部会長)
9. 事務局  
事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛  
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭  
計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司  
調整班長 三好光幸 調整班員 細澤正典 前田貴広
10. 報告  
報告第21号 合併協議に関する住民説明会の開催結果について

11. 協議

協議第28号 介護保険事業の取扱いについて

協議第29号 建設関係事業の取扱いについて

協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて

協議第31号 水道関係事業の取扱いについて（提案・説明）

協議第32号 地域振興事業の取扱いについて（提案・説明）

12. 会議録署名委員の指名

更別村 西田勉 水口光浩

13. 傍聴人 （7人）

# 議事の経過

(平成16年9月17日 13時58分 開会)

## [開会]

議長(岡田和夫) それでは、定刻より若干、前かもしれませんが、みなさんお揃いですので、始めたいと思います。

みなさん方には、何かとお忙しい中にもかかわらず、第10回の協議会に、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

今年は、新聞によりますと、台風が非常に多く発生しているということで、北海道に上陸、あるいは接近したものが、既に4回ということで、北海道の1年間の記録を更新したというようなことであります。

先日も新聞を見ますと、北海道、あるいは本州で、大変、大きな被害が出ているわけでありまして、おかげさまで十勝、そして私ども3町村においては、そう大きな、生活に影響する、あるいは農作物に大きな被害がないということで、安心をしているところであります。

9月に入りまして、稔りの秋を迎えました。それぞれの地域で、お祭りなどが行われているのだろうというふうに思いますけれども、こうした秋祭等で、地域の皆さんの間に広がった笑顔が、これからも収穫の秋に向けて、より輝く笑顔になるように、豊穰の秋を期待致しているところであります。

それでは、委員の半数以上の出席がありますので、本会規約第10条第1項の規定により、ただいまから、第10回十勝中央合併協議会を「開会」致します。

お手元の議事日程に従いまして、進めてまいりますので、よろしく願いを致します。

## [会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) 日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に更別村の西田委員、水口委員を指名致します。

## [諸般の報告]

議長(岡田和夫) ここで、事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 幕別町の佐々木委員、吉村委員、忠類村の南山委員、加藤委員より、欠席される旨のご連絡を頂いております。

以上です。

[報告第 21 号 合併協議に関する住民説明会の開催結果について]

議長(岡田和夫) 日程第 3、報告第 21 号、「合併協議に関する住民説明会の開催結果について」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 報告第 21 号、「合併協議に関する住民説明会の開催結果」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は、1 ページ、報告書は別冊になります。

1 ページにつきましては、開催日、場所及び開催時間並びに参集人員を一覧とした表であります。

8 月の 20 日から 8 月の 29 日までの 10 日間、3 町村 13 会場におきまして、新町将来構想ダイジェスト版及び住民説明会資料に基づきまして、新町将来構想、財政シミュレーション、協定項目の調整方針などにつきまして、住民のみなさまに、ご説明を申し上げたところであります。

参集人員につきましては、合計 276 人、1 回あたり 21.2 人でありましたが、町村別の参集人員等については、記載のとおりであります。

2 ページをご覧ください。

説明事項に対します 3 町村ごとの質問内容及び回数を一覧としたものでありますが、132 件の質問及び意見を頂きました。

3 ページ以降につきましては、各会場における質疑応答の要旨につきまして、「合併協定項目」、「新町将来構想」、「財政シミュレーション」、「その他」に分けて、掲載を致しております。

なお、「合併協定項目」及び「その他」に関する質問、ご意見につきましては、質問要旨のあとに、2 ページの表に対応したカッコ付き番号を付しておりますので、ご参照頂ければと存じます。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら、お受け致します。ありませんか。

本多委員。

委員(本多芳宏) ちょっと確認をしたいんですけども、前回の 9 回の法定協議会のおりに、安村村長の方から、幹事会に検討して頂きたいということで、要請があったと思うんですけども、こういう報告、調整結果の報告とか、あるいは小委員会の報告に対して、この法定協議会で検討の議論の余地があるのかどうか、ちょっと確認をさせて頂きたいんですけども。

お願いします。

議長(岡田和夫) ちょっと、いまの説明会の報告とは意味が違いますけれども、前

回、ご質問がありましたので、幹事会で検討されておりますので、幹事長の方から報告致します。

西尾幹事長。

幹事長（西尾治） 前回の法定協議会の中で、ご質問のありました件でございますけれども、今後の協議会での採択、採決の関係でございます。

いままでは法定協の中で、疑義があった場合については、できる限り全会一致ということの基本をしながら、継続審議という形で進めてまいりましたけれども、今後、各種事業の調整につきましては、時間的なこともございましてですね、なかなか継続して、次回に持ち越すということも困難であろうということも想定されますことから、提案された事項については、できる限り、その場で決めていきたいと。場合によっては、採決の手法も採<sup>と</sup>って、最終的に決定していくという方向でいきたいなというふうに思っております。

ただ、例えば、今回ありますように、介護保険事業の取り扱い等、6項目も7項目にもわたるような案件につきまして、ある一定部分だけの変更をお願いしたいというような場合については、できる限り修正のご意見を頂いて、その修正が可とするか非とするかというようなことにさせて頂ければですね、一発そこで採決をしますと、6項目のうち5項目はいいのですが、1項目だけという場合も出てまいりますので、そのようなことも考慮しながら、それぞれの事業の採決を諮<sup>はか</sup>ってまいりたいというふうに考えております。

もう1点、小委員会からの報告等でございますが、小委員会につきましては、法定委員さんで組織されている委員会でございますので、少なくとも、小委員会から報告されたものを継続するような形で差し戻すということは考えにくいということでございますので、小委員会の報告については、疑義があった場合には、ただちに、その場で採決をするような方向で考えていきたいということでございます。

さらに、前回から、幹事会で決定されております調整項目の報告をさせて頂いております。前回は地方税の納期、あるいは国民健康保険税の納期の調整について、報告をさせて頂きました。

幹事会での調整した報告事項につきましては、最終決定機関が法定協議会でございますので、幹事会で調整して報告をさせて頂いたことに疑義があればですね、それは幹事会に差し戻すのか、あるいは場合によっては、そこで採決をして、もし反対が多ければ、新たな調整報告として、次回以降に報告をさせて頂くのか、事項によっては若干、異なるかと思いますが、幹事会での調整項目の報告につきましては、そのように、この法定協議会で最終的に判断を頂くというふうに考えてございます。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

委員（本多芳宏） はい。

議長（岡田和夫） それでは戻りますけれども、「合併協議に対する住民説明会の開

催結果について」は、報告のとおり、ご承認頂いたものと致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

[協議第 28 号 介護保険事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) それでは、次に、日程第 4、協議第 28 号から日程第 6、協議第 30 号の 3 協議項目につきましては、前回、提案・説明を致しておりますので、本日は協議に入らせて頂きます。

それでは、日程第 4、協議第 28 号、「介護保険事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 28 号、「介護保険事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 2 ページをお開き下さい。

本協議案件につきましては、第 9 回協議会におきまして、提案・説明させて頂いておりますことから、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『 1 介護保険事業計画については、平成 18 年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

2 第 1 号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成 18 年度に統一する。

介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。

3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。

4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。

(1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。

(2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。

5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ございませんか。

安村副会長。



副会長（安村豊治） 前回も、ちょっと確認の意味で発言をさせて頂きました。

5 番目のですね、居宅介護支援事業所につきましては、本村の場合につきましては、社会福祉協議会が、この任にあたっているということでもあります。

従いまして、内部でもちょっと確認致しましたけれども、合併時に再編するという事は、社会福祉協議会ですね、委託と申しますか、担<sup>にな</sup>って頂くことも、意味としては入っているという、私どもの内部ではですね、そういう確認の上での、合併時に再編というようなことで、お聞き致しましたが、再度、この協議会で、その部分についてですね、確認をお願いしたいということでございます。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 居宅介護の支援事業所につきましては、いわゆるケアプランを作る事業所ということになります。そこには、ケアマネージャーがいるわけでありませんが、幕別町におきましては、町、そして更別村さんの場合については、社会福祉協議会ということでございます。

端的<sup>たんでき</sup>に申し上げますと、現行通り引き継ぐという格好で、ご理解を頂ければというふうに思います。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 他に、ご意見がないようでありますので、協議第 28 号、「介護保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 28 号は、原案のとおり、決定されました。

#### [協議第 29 号 建設関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 5、協議第 29 号、「建設関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 29 号、「建設関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 3 ページをお開き下さい。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『 1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。

幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。

2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。

共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。

管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 協議第 29 号の説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

水口委員。

委員（水口光浩） 調整方針の 6 番目、道路の除排雪事業についてということで、質問したいと思います。

現行のとおり新町に引き継ぐということになっておりますけれども、現在、更別で除雪、また排雪事業をやっているわけなのですけれども、これが、この先、いつまで続けて頂けるのか。また、あるいは徐々<sup>じょじょ</sup>に縮小されていくのかということ、考えていかなければならないのかなということ、伺いたいと思います。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 調整方針の 6 番目でございます。

この中でも明記しておりますけれども、ただし、以下になります。『新たな除排雪手法等について、新町において調整する。』ここでは、どの程度の間、現行通り引き継ぐかどうかというようなことについては、明記致しておりません。

ただ、思いのところは十分承知しておりますので、そういう思いを受けて、今回の調整方針が議決になれば、当然、専門部会等で検討されるものというふうに理解を致しております。できるだけ配慮した除排雪計画の意味合いについては、理解をしているというつもりでございます。

議長（岡田和夫） よろしいでしょうか。

水口委員。

委員（水口光浩） 特に、向こう何年間、いまの水準で維持するけども、さらに向こう何年以降は、だんだん縮小されるとか、そこまでは、まだ考えなくていいということですか。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 当面は、現行の通り引き継ぐという、この精神があるかと思えます。それが何年かという話しにつきましては、明確なお答えはできませんけれども、少なくとも、2年とか3年とかというイメージはあろうかというふうに思っております。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

水口委員。

委員（水口光浩） だいたい、いまの答弁である程度はわかりましたけども、あと、要望ですけれども、特に更別という所は豪雪地帯であり、なおかつ厳寒の地でもあるということですので、住民生活にもかかわることですので、特に配慮をして頂きたいなというふうに思いますので、その辺、よろしくお願いします。

議長（岡田和夫） はい、わかりました。

ほか、ございませんか。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、他に、ご意見がないようでありますので、協議第29号、「建設関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第29号は、原案のとおり、決定されました。

#### [協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第6、協議第30号、「下水道関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第30号、「下水道関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開き下さい。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『 1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 下水道受益者負担金（分担金）については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。
- (1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
  - (2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成 20 年度に統一する。
  - (3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成 20 年度に再編する。
  - (4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。
- (1) 分担金の額については、合併時に統一する。
  - (2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。
  - (3) 徴収については、合併時に再編する。
  - (4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 4 下水道使用料については、次の区分により調整する。
- (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成 19 年度に統一する。
  - (2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成 19 年度に再編する。
  - (3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。
  - (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。
- (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成 19 年度以降 4 年度の経過措置により段階的に調整し統一する。
  - (2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成 19 年度に統合する。
  - (3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。

(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。

7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。

8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。

9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 協議第 30 号、「下水道関係事業の取扱いについて」、説明が終わりました。

ご意見を、お受け致します。

よろしいでしょうか、ありませんか。

齊藤委員。

委員（齊藤順教） (2)の農業集落排水地域の負担金、それから 3 の負担金等については、平成 20 年度に統一すると、こうなっていますね。これは、2 つとも平成 20 年に統一すると。

ただしですね、下水道使用料については、平成 19 年に統一するということになっているんですけど、これ 1 年早いんですよ。こちらから見ると。

このことについては、どういうことなのか、説明願いたいと思います。

議長（岡田和夫） 専門部会長。

上下水道部会長（村瀬泰伸） 上下水道専門部の村瀬です。よろしくお願ひ致します。

いまの合併時の年度の違いですけれど、下水道料につきましては、それほど差がないということで、できるだけ早めに統一した方がいいのではないかという見解に達しました。

分担金につきましては、忠類さんが現行ではしてございませんので、急激なる<sup>げきへんかんわ</sup>激変緩和というような意図を含めまして、<sup>こうねんじ</sup>後年次に、1 年差をつけて、遅らせたという経緯がございます。

議長（岡田和夫） 齊藤委員。

委員（齊藤順教） やっぱり一応ですね、これをみると、新たに使用料を設定するわけでしょう。ですからね、やっぱりこっちの方の分担金であるとか、いわゆる、ものと合わせてですね、これは平成 20 年に統一するという形にもっていった方が、1 年これ、使用料、いわゆる、こっちの方からずっとって、使用料だけが 1 年早く、新しい使用料を更別村の使用料の基準に合わせて設定して徴収するわけですからね、ですからこれやっぱり、20 年に統一したらいかなものかと、こんなふうと思うんですが、再度、お願ひします。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 使用料につきましては、基本的に、いま、専門部会長のおっしゃったようなことでの調整ということで、ご理解を頂きたいと思いますが、いわゆる分担金の関係であります。もともと忠類さんの場合は、分担金徴収しておりません。従いまして、現行のとおり引き継ぎますと、徴収の道がなくなるというようなことがあります。

しかし、一体性を確保するという視点から、ある程度の周知期間、これは下水道の分担金、負担金等々にかかわる、例えば、供用開始から何年以内、3年以内をめぐり、何とか、そういう法律がございます。その最大限をとりますと、平成19年度ということになりました。

なお、残戸数と、それから今後の実施見込み等を想定致しますと、さほど影響力がないものと。これは法律の精神を生かして、いわゆる3カ年以内という精神でいこうと。

使用料については、また、金額の補正でありますから、別な次元での4カ年度と。20年ということになったわけでございます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 逆ではないのかな、使用料が19年で、分担金が20年。

と、ということなのですから、ご理解頂けましたでしょうか。

ほか、ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、他にご意見がないようですので、協議第30号、「下水道関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第30号は、原案のとおり、決定されました。

#### [協議第31号 水道関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第7、協議第31号及び日程第8、協議第32号の2協議項目につきましては、本日は提案・説明とし、次回に協議を致します。

それでは、日程第7、協議第31号、「水道関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第31号、「水道関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は5ページ、資料は1ページからになります。

まず、資料1ページの方をご覧ください。

上水道事業につきましては、幕別町のみ、幕別町上水道事業を実施しております。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

2ページをご覧ください。

簡易水道事業につきましては、幕別町では4事業、更別村及び忠類村では、それぞれ1事業を実施しております。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

3ページをご覧ください。

営農用水事業につきましては、更別村及び忠類村では、それぞれ1事業を実施しておりますが、更別村では、簡易水道区域への編入を、忠類村では、道営事業による再整備ののち、簡易水道事業として実施することを、それぞれ予定しているところであります。調整の具体的内容と致しましては、『更別地区営農用水事業を合併時に廃止する。(新町において、更別地域を区域とする簡易水道事業により事業を行う。)明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

4ページをご覧ください。

水道料金のうち、上水道料金につきましては、消費税抜きで、1カ月あたり基本料金、13mm、380円から、100mm、1万4,560円まで7区分とし、1m<sup>3</sup>あたりの従量料金は、すべて195円と定めております。

簡易水道料金につきましては、条例上、幕別町では消費税抜き、更別村及び忠類村では、消費税込みの料金で表示されておりますことから、条例の規定に従いまして掲載をさせて頂いたところであります。

用途区分につきましては、3町村とも4区分としており、それぞれ基本料金、従量料金または超過料金に差異があります。

また、5ページの臨時給水料金につきましても、幕別町では消費税抜き、更別村及び忠類村では、消費税込みの料金であり、用途区分及び1m<sup>3</sup>あたりの料金に差異があります。

9ページに使用水量に応じた管内の水道料金の比較表を載せておりますので、ご参照頂ければというふうに思います。

これら水道料金につきましては、健全、かつ効率的な事業運営のもと、適正な給水原価を基礎として、独立採算制が保たれるような設定とならなければならないこと、さらには3町村の格差が大きいため、激変緩和措置や一定の周知期間が必要となりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置に

より段階的に調整し、統一する。』と、するものであります。

水道料金の徴収についてであります。検針月及び料金算定の定例日、料金の賦課基準、納期のすべてに差異があります。

月の中途においての料金算定方法は、料金体系とともに調整する必要があり、納期につきましても、公営企業の決算処理上、月末とする必要がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、

『次の区分により調整する。

(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月 10 日とすることで、合併時に再編する。

(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成 19 年度に再編する。

(3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

6 ページをご覧ください。

加入者負担金につきましては、幕別町では、上水道事業で消費税抜きで、更別村では、簡易水道事業で消費税込みで、口径ごとに負担金が規定されておりますが、金額及び口径の区分に差異があります。一方、忠類村では、加入者負担金制度はありません。

加入者負担金につきましては、住民負担公平の原則により、給水開始に要する費用として、新町においても徴すべきものと考えられますことから、調整の具体的内容と致しましては、

『合併時に統一する。消費税込みの金額とし、

13 mm、2 万 1,000 円、

20 mm、4 万 2,000 円、

25 mm、8 万 4,000 円、

30 mm、8 万 9,000 円、

40 mm、16 万 8,000 円、

50 mm、21 万円、

75 mm、31 万 5,000 円、

100 mm、42 万円』と、するものであります。

7 ページをご覧ください。

手数料につきましては、3 町村で手数料の種類、金額に差異がありますが、実際の審査等に要する費用として、応分の負担を徴すべきものと考えられますことから、調整の具体的内容と致しましては、

『合併時に統一する。

設計審査手数料は、新設 1 件、4,500 円、改造 1 件、2,700 円、



工事検査手数料は、新設 1 件、7,500 円、改造 1 件、4,500 円、指定給水装置工事事業者申請手数料は、新規（管内） 1 万 3,600 円、新規（管外） 5 万 3,500 円、変更（管内） 1 万 3,100 円、変更（管外） 5 万 3,000 円』と、するものであります。

水道料金、加入者負担金及び手数料の減免につきましては、更別村及び忠類村で定めておりますが、生活扶助者や被災者などについては、減免の必要性がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『更別村の例により、合併時に再編する。』と、するものであります。

8 ページをご覧ください。

区域外受・給水につきましては、幕別町では、豊頃町の 17 件に給水を、逆に忠類村では、大樹町から 31 件が受水しておりますが、いずれの場合も、他の方法による水源確保が困難な状況にありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

指定給水装置工事事業者につきましては、幕別町では 31 件、更別村では 20 件、忠類村では 16 件の事業者が指定されています。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

9 ページから 11 ページにかけては、水道料、加入者負担金、各種手数料の管内比較を、12 ページから 14 ページまでは、先進事例を載せております。

議案書の 5 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成 19 年度以降 4 年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。
- 4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。
  - (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月 10 日とすることで、合併時に再編する。
  - (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成 19 年度に再編する。
  - (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。
- 6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。

7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 31 号の提案内容について、ご質問があれば、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご質問がないようですので、協議につきましては、次回に行います。

#### [協議第 32 号 地域振興事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 8、協議第 32 号、「地域振興事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 32 号、「地域振興事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 6 ページ、資料は 15 ページからになります。

まず、資料の 15 ページをご覧ください。

定住化促進のうち、定住促進奨励金事業につきましては、忠類村におきまして、過疎地域活性化対策として、結婚祝金、高校生等就学奨励金、住宅建設等奨励金制度を制定しているところでありますが、この事業につきましては、平成 18 年 3 月 31 日で失効することとなっておりますことから、調整の具体的内容致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。』と、するものであります。

17 ページをご覧ください。

宅地分譲事業につきましては、更別村で 2 団地、18 区画を、忠類村では、1 団地、14 区画を村直轄<sup>ちよっかつ</sup>で行っております。調整の具体的内容致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

住宅建設促進利子補給事業につきましては、忠類村におきまして、村内に住宅を建設する者に対し、借入利率年 3.5% を超える分について、償還開始から 60 カ月以内の期間、未償還元金に利率年 1.5% 以内を乗じて得た額の利子補給を実施しておりますが、近年の低金利によりまして、利用実績がないこと及び新町に拡大した場合の財政負担を考慮し、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

18 ページをご覧ください。

過疎<sup>かそ</sup>計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、「合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。」とされております。

更別及び忠類地区につきましては、引き続き平成 21 年度まで過疎地域とみなされ、新町においても過疎計画を策定する必要がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現計画を尊重し、新町において新たに策定する』と、するものであります。

19 ページをご覧ください。

辺地<sup>へんち</sup>地区につきましては、幕別町では、8 地区、更別村及び忠類村は、それぞれ 3 地区あり、これらのうち、辺地総合整備計画につきましては、幕別町では、2 地区、更別村では、1 地区で計画を策定しております。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

20 ページをご覧ください。

企業開発促進事業であります。このうち補助金につきましては、合併協定項目「18 補助金・交付金等の取扱い」で協議済みでありますことから、ここでは補助金以外のものにかかわります項目を載せております。

課税免除につきましては、幕別町では、リバーサイド幕別工業団地における農村地域工業等導入促進法に規定する固定資産に関して、更別村及び忠類村では、過疎地域自立促進特別措置法に規定する固定資産に関して、それぞれ家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地にかかわります固定資産税を 3 カ年、課税免除することとしております。

融資<sup>あっせん</sup>斡旋につきましては、幕別町では、工業団地内に事業場を新設、または増設する場合に、工業団地の取得資金として限度額 1 億円以内、償還期間 20 年以内とする融資斡旋を行っております。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

21 ページから 24 ページにつきましては、地域振興事業の取扱いに関する法令と致しまして、「過疎地域自立促進特別措置法」、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律」、「農村地域工業等導入促進法」、「租税特別措置法」、「地方税法」の抜粋<sup>ばっすい</sup>を、25 ページには、先進事例を載せております。

議案書の 6 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『1 定住促進奨励金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。  
ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 2 宅地分譲事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

- 3 住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。
- 4 過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。
- 5 辺地総合整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6 企業開発促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』

と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 協議第 32 号、「地域振興事業の取扱いについて」の説明を終わります。みなさんの方から、提案内容についてのご質問があれば、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

#### [第 11 回協議会の開催期日について]

議長（岡田和夫） 日程第 9、「第 11 回協議会の開催期日」については、10 月 8 日、金曜日、午後 2 時から、幕別町民会館にて開催を致します。

会議の開催案内につきましては、後日、文書をもってお知らせ致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

この際でありますから、委員のみなさんから、何かご意見等がございましたら、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

#### [小委員会開催日]

議長（岡田和夫） それでは、小委員会の開催について、事務局から連絡申し上げます。

事務局長。

局長（金子隆司） ご連絡申し上げます。

「第 5 回地域自治組織等小委員会」が、本日、この会場にて開催されます。

小委員会委員のみなさまには、準備の都合がありますので、会場を出て廊下奥、左側の「児童室」にて、お待ち頂きたいと思っております。

なお、会議は、3 時 30 分開会を予定しております。

以上でございます。

#### [閉会]

議長（岡田和夫） 以上をもちまして、本日の日程、すべて終了致しました。

大変スムーズな協議を頂きまして、誠にありがとうございます。  
以上をもちまして、第10回の十勝中央合併協議会を「閉会」させていただきます。  
どうもありがとうございました。

14:44 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年10月8日

議長（会長）                      岡田 和夫

署名委員                              西田 勉

署名委員                              水口 光浩